

令和8年度行政評価等プログラム
(案)

総務省

令和8年度行政評価等プログラム

総務省

政府の自己改善機能を的確に発揮するため、行政評価局（管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所を含む。以下同じ。）全体で認識を共有するとともに、各府省や地方公共団体等の関係機関の理解と協力を得ることを目的として、令和8年度の業務運営方針を以下のとおり定める。

I 基本方針

近年、我が国の行政が対応すべき課題は、より一層、不透明さ、複雑さ、困難さを増している。

こうした変化に対応するためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行いながら前進する、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であるとの認識の下、「政策評価に関する基本方針」

（平成17年12月16日閣議決定、令和5年3月28日一部変更。以下「基本方針」という。）を踏まえ、政府全体として、行政の無謬性にとらわれず、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行い、政策を前に進める取組を推進している。

行政評価局は、国民に信頼される質の高い行政の実現に向け、政策評価、行政運営改善調査、行政相談の各機能を連携させ、各府省による評価の質の向上を図るとともに、国民目線で幅広い観点から、担当府省に対し政策上の課題を提示し、改善に資する情報を提供することにより、各府省の政策立案・改善の取組を後押しする。

また、人口減少により人材の不足が深刻化する中で、政策実施の最前線である市町村等の業務の効率化や負担軽減が重要であることに留意するとともに、自らも、急速に社会実装が進む生成AI等を積極的に活用し、効果的・効率的な業務運営を推進する。

Ⅱ 具体的な取組方針

1 政策評価の推進

(業務の概要)

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組であり、政府におけるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）実践の一翼を担っている。令和5年3月の基本方針等の改定を踏まえ、行政評価局は、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程での活用の促進のため、各府省のこれまでの試行的取組における政策評価のポイントや、適切な目標設定の考え方や効果測定・効果分析等に係る知見・ノウハウを整理し、各府省に共有するとともに、各府省の政策評価に係る人材育成の支援を行っている。また、同法の規定に基づき、特定分野の政策評価の点検、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

(令和8年度の取組事項)

基本方針等の改定を踏まえ、各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われることを目指す。

特に、「政策評価に関する基本方針の見直しの振り返りを踏まえた今後の支援策一次なる政策改善を導くための評価とするためにー」（令和8年3月公表）に基づき、意思決定への更なる活用、メリハリのある政策評価の実現、関係者間で認識を一にした取組とするためのコミュニケーションの充実を目指し、政策評価の推進に取り組む。

<各府省への伴走型支援>

各府省が政策評価の試行的取組を行う中で直面する課題や悩みに応じ、新たな政策評価の工夫の検討や、個別の政策・事業の効果の把握・分析等を伴走型で支援し、政策担当者が政策立案・改善の実務において活用できる政策評価が行われるよう取り組む。

<特定分野の政策評価の点検>

規制及び租税特別措置等の政策評価について点検し、その結果を各府省に共有・公表するとともに、今後実施する政策評価の改善及び充実のため、事例の共有や説明会の開催等を行う。

特に、租税特別措置等の政策評価の点検においては、内閣官房行政改革・効率化推進事務局租税特別措置・補助金見直し担当室等とも連携して対応し、各府省が行う政策評価の質の向上を図る。

<効果分析の取組の推進>

実証的共同研究（具体的な政策を対象に各府省等と共同で政策効果の把握・分析を行う取組）について、新たな知見やノウハウを得るため、分析の手法や用いるデータの多様化に努めるとともに、各府省等のニーズを掘り下げ、具体的な政策の改善につなげるなど、より実務に役立つものとなるよう取り組む。

また、生成AIを活用した点検手法、政策効果の把握・分析の手法等を検討し、効果的・効率的な政策評価を目指す。

<知見の提供や人材育成支援>

以上の取組により得られた成果や知見等は、専門家の協力も得つつ分かりやすい形で個別に各府省に共有するほか、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令和6年3月策定、令和7年6月最終改定）を改定し、体系的に整理し各府省に提供する。あわせて、行政評価局が有する政策評価に関する研修のノウハウの提供等を積極的に行うことで、各府省におけるEBPMの実践や、それを担う人材の育成を支援する。

2 行政運営改善調査

（業務の概要）

行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる立場から、各府省の政策の実施状況を実地に調査し、政策効果の把握・分析等を行うことにより、各府省自身では気付かない政策の設計上・運営上の課題を提示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する取組である。

具体的には、以下のプロセスにより実施する。

- ① 行政相談に寄せられた声や地方公共団体などの現場の声、国政の重要課題等を踏まえて調査テーマを決定し、管区行政評価局等の全国的なネットワークを活用し、現場の実態について実地に調査
- ② 調査で把握した課題やその解決方策等を取りまとめ、関係府省に対し情報提供（大臣からの勧告、局長からの通知等）
- ③ 課題の改善状況や調査対象とした政策の進捗状況について、適時にフォローアップを実施

（令和8年度の取組事項）

各府省の課題認識を共有した上で、政策の効果に着目し、各府省の「政策の効果上げる」、「政策を前に進める」ために有益な情報を提供できるような調査の実施に引き続き取り組む。

また、各府省の所管業務のDXの実現可能性やBPRの前提となる現場の実態の把握、課題発掘のための調査等を実施し、政府全体のDXの推進に貢献

するとともに、市町村等の業務の効率化や負担軽減につながる調査等を実施する。

これらの取組をより効果的・効率的に進めるため、政策課題に係る情報収集等において、生成AIを含む情報通信技術の積極的な活用にも取り組む。

<調査テーマの選定>

国民生活や社会経済への影響が大きいなど改善の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題（複数府省に係る政策課題、個別府省では解決が難しい分野横断的な課題等）などを中心に、関係府省のニーズや政策改善に生かせるタイミングにも留意しつつ、政策評価審議会での議論を経て調査テーマを随時決定する。

その際、社会経済の変化により、従来の制度では現在生じている様々な社会的問題に対応できなくなっている事象を捉えて、制度の検討に役立つ課題を整理・提示することも視野に入れて、特に、急速に進む人口減少や少子高齢化への対応、人格と個性を尊重し支え合う共生社会の構築、防災を始めとした国民の安全・安心の確保に着目して選定する。

各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える課題から行政課題を把握する活動（常時監視活動）によって得られた成果については、調査テーマの選定に活用するだけでなく、当該課題等の関係者に積極的に提供し、行政課題の改善に資することを目指す。

管区行政評価局等においては、以上を踏まえ、常時監視活動の際に、後述の地方公共団体等への「能動的に困りごとを「取りに行く」活動」の取組等も活用し、地域が抱える課題を端緒とした国の行政課題の把握に積極的に取り組む。

<調査の実施>

調査の実施に当たっては、現地での実態把握に加え、政策効果の把握・分析に関する知見を活用するなど、調査手法の多様化に取り組む。

政策効果の把握・分析については、個別調査ごとに、各府省の政策に係る効果発現経路等を踏まえて調査設計を行うとともに、調査結果を各府省に提供する際には、調査結果を踏まえて政策効果がどのように発現しているかを測定する指標をできる限り具体的に設定し、調査実施後のフォローアップにおいてこれを測定する。

また、行政課題の迅速な改善を促進するため、調査途上における各府省の政策動向も注視しつつ、より効率的な調査の実施と迅速な調査結果の提供に努める。

その際、勧告等を行うことに必ずしもとらわれず、調査途上において各府省が政策を前向きに軌道修正することも成果と捉えるなど、各府省における課題解決に役立つことを重視して取り組む。

調査実施後は、調査の各工程の状況、工夫した取組等について振り返

り・評価を行うとともに、政策効果の発現状況の測定結果も踏まえ、当該調査全体についての評価を行い、調査業務の改善方策を検討・実施し、調査の質の向上を図る。

また、管区行政評価局等では、行政相談や地域における課題を端緒として、独自に企画・実施する調査を含め、行政課題の解決を図る取組を行う。

3 行政相談

(業務の概要)

行政相談は、行政相談委員とともに、どこに相談したらよいか分からないものを含め、国民の行政に関する困りごとを幅広く受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うこと等により、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る取組である。

行政の制度・運営の改善に当たっては、行政改善推進会議（行政相談のうち制度等の改善に係るものについて民間有識者の意見を反映させるための懇談会）や行政運営改善調査等の行政評価局が有するツールを活用している。

また、行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人配置されている。国民に身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、その活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する協力要請、研修の充実等の支援を行っている。

(令和8年度の取組事項)

行政相談を通じて地域の行政課題を把握し、その解決を図るため、引き続き行政相談制度の認知度の維持・向上や事案対応能力の向上に取り組むとともに、地方公共団体等との連携を更に強化する。これらの取組を充実させるため、既存業務の在り方の見直しに取り組む。

<災害時における特別行政相談活動の充実>

生活支援情報の提供や被災者からの相談への対応を行い、被災者に寄り添う特別行政相談活動を円滑に実施できるよう、管区行政評価局等が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定地方行政機関に指定されたことも踏まえ、引き続き、平時から地方公共団体等との連携を強化する。

特に、大規模広域災害が発生した場合においても、着実に特別行政相談活動を実施できる体制の整備を進める。

<能動的に困りごとを「取りに行く」活動>

行政相談を始めとする行政評価局の3機能を活用し課題解決に結び付ける取組を推進する観点から、相談を待つのではなく、地域の行政課題

や相談ニーズが見込まれる現場に積極的にアプローチする。

具体的には、地域住民にとって身近な地方公共団体、行政相談委員、郵便局等から地域の行政課題を把握するとともに、相談ニーズを踏まえた相談所の開催や広報活動に取り組み、従来の相談受付では把握し切れなかった困りごとを積極的に拾い上げ、困りごとを抱える者への適切な支援につなげる。

また、地域課題を把握し、その解決の知恵を生み出す基盤を整備するため、地域に根ざして活動する行政ボランティア（行政相談委員、民生委員、保護司、人権擁護委員等）との連携の在り方等を検討する。

<国・地方共通相談チャットボット（Govbot（ガボット））>

国民が行政機関に直接問い合わせる前にまずアクセスするツールとして活用されるよう、国民や国・地方公共団体の職員等に周知するとともに、国・地方共通相談チャットボット（Govbot（ガボット））と同等の機能を有する独自のチャットボットを整備できる仕組み（テンプレート機能）を各府省に展開して主体的に運用してもらい、当該チャットボットのFAQをガボットに集約することで、ガボットの搭載分野の拡充やFAQの充実を進めるなど、機能改善を図る。

また、ガボットを含め、行政相談業務への生成AIの効果的・効率的な活用を目指した調査研究を実施し、その結果を踏まえて業務負担を軽減することにより、より解決の難しい事案対応に多くの時間を割けるようにし、行政相談業務の質の向上を目指す。

以上のほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

(別紙)

総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、令和8年度から10年度までの3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関して、令和5年3月28日に一部変更した「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

(1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第12条第1項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要がある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

2 令和8年度から10年度までの3年間に実施する評価のテーマ

令和8年度から10年度までの3年間に実施するテーマについては、必要な情報収集を進めながら、国民生活や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、随時決定する。

3 その他評価の実施に関する重要事項

(1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

(2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

(3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。